

## 特許活用のすすめ

川南 裕



研究者を志す学生の皆さんにお伝えしたいことは、特許を上手に活用して研究の推進に役立てて欲しいということである。今回、Germinationに執筆する機会を頂いたことから、私が日頃から興味を抱いている特許法と産業の発達について簡単に述べる。

企業で研究をすると特許に関わる機会が増える。私は研究テーマやそれに関連する技術を調査する情報源として特許を利用する機会が多い。特許には当時の新しい技術情報が記載されているため、研究を効率的に推進するのに非常に役立つ。私自身も新しい発明をした時は、速やかに特許出願するように努めている。特許法の究極の目的は「発明を保護し利用することによって、産業の発達に寄与すること」である(特許法第一条)。具体的には発明をもっとも早く出願した人にその代償として出願から原則20年間、独占排他的な実施権を付与する一方で(先願主義)、発明の内容を社会に開示し、新たな改良発明の創出を促すことで産業の発達につなげようとしている。

発明を公開することは第三者に模倣されるリスクが生じる。それを恐れて秘匿することは技術の進歩が停滞する。発明を実施するためには多くの人に関与することから、秘匿し続けることは現実的に不可能に近い。そうであるならば積極的に公開し、一定の期間、堂々と実施することで収益を上げる方が得策と思われる。発明に新規性や進歩性は欠かせない。既存技術の組み合わせや単純な発見に特許権は付与されない。なぜなら、すでにその技術を使用していた第三者の実施が制限され、かえって産業の停滞を招くからである。技術水準は発明を公開することで明確化される。ちょうど高跳びのバーをイメージするとよい。そのバーに挑戦し、跳び越えた発明に新たな権利を付与することで、技術の浸透と発明の連鎖的な創出を同時に実現しようとしている。

発明の高額な対価額が認められた青色発光ダイオードの職務発明訴訟のように、特許を取得することは発明者個人にとってもメリットが大きい。

私はまだまだ若輩者であるが、これまでの研究を通して複数の発明をした。当然のことながら、発明を完成させるのは容易なことではなかった。多くの人にご指導を頂きながら、多大な時間と研究開発費を費やして成しえた汗と涙の結晶のような発明である。私はこれまで体外

診断薬用の酵素の開発に従事してきた。体外診断薬とは端的に言えば、血液検査の試薬や尿検査で試験片のように、直接体内に使用することのない試薬のことである。主成分として酵素を利用するメリットは、血液や尿に含まれる夾雑物質の中から標的分子のみを捕らえることができる点や常温で反応できる点にある。これらの酵素を精製し、化学修飾し、ときには遺伝子工学的な手法を駆使して改変することで、工業的に利用可能な酵素を創り上げていく。研究から工場へとスケールアップし、何十トンもの培養槽で微生物を培養したときは、鳥肌が立つような喜びと不安で一杯だった記憶が現在も鮮明に残っている。酵素の開発に魅せられ、あつという間に歳月が過ぎたように思える。その間たくさんの失敗もした。自慢にならないがネガティブデータは数え切れない。新しいことに挑戦すると失敗はつきものなので、あまり悩んでいる時間はない。失敗を糧に次の方策を考えトライし続ける日々である。

企業での研究には、品質やコストと並んで時間が非常に重要なファクターとなる。市場のニーズを敏感に察知し、お客様にタイムリーに商品を提供できなければ、優れた製品であっても旬を通り越して商機を逃してしまう。しかし、目先のニーズは得ることができても、遠い将来のニーズを予測するのは非常に難しい。特許は市場予測にも活用できる。なぜなら、発明者は特許権を基に事業を展開するだろうし、特許群の中には将来発展する可能性のある市場のシーズが含まれているからである。広角的な視点で特許を調査すれば、発明の先にある市場の将来像を効果的に予測することができる。

最後に、やや古い数字で恐縮するが2009年の国内のライフサイエンス関連の出願件数は33,506件であり、14,662件が登録されている。前年度の登録件数と比較すると25%も増加している(特許庁ホームページより)。この増加率はライフサイエンス関連の技術水準が、この数年間で飛躍的に向上していることを示唆している。皆さんにはこれらの特許をフル活用して研究の推進に役立てて頂きたい。特許はインターネットを通じて「特許電子図書館」から無料で閲覧することができる。さまざまな発明者の創意工夫が詰まった特許を読んで、新たな発明につなげて頂きたい。